

日医工医療行政情報

<https://stu-ge.nichiiko.co.jp/>

調剤報酬全点数解説（2022年度改定版）

「かかりつけ薬剤師指導料」

「かかりつけ薬剤師包括管理料」

作成：日医工株式会社（公社）日本医業経営コンサルタント協会認定 登録番号第6411号 河野誠
 日医工株式会社（公社）日本医業経営コンサルタント協会認定 登録番号第6345号 寺坂裕美

凡例

告示・通知

疑義解釈

MPSコメント

資料No.20220422-1089-1

（4月22日更新）

・2022年度改定に合わせて内容を更新しました。

本資料は、2022年4月19日迄の情報に基づき、日医工（株）が編集したものです
 が、その正確性等について保証するものではありません。本資料のご利用により、直接
 または間接に損害が発生したとしても、一切の責任は負いかねます

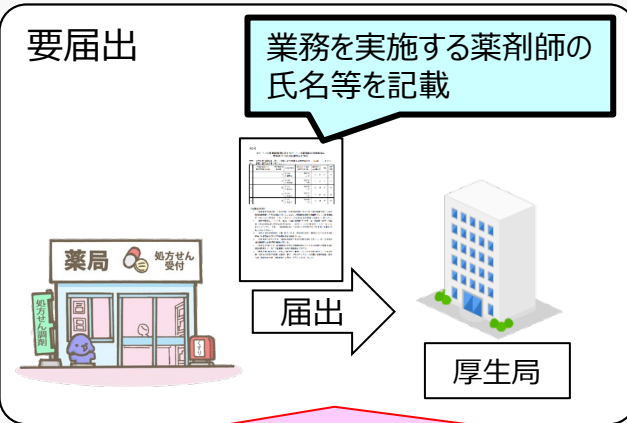


内容	点数
施設基準に適合し届け出た薬局において、要件を満たした薬剤師が患者の同意を得て、必要な指導等を行った場合に 処方箋受付1回につき算定	76点

【主な要件】

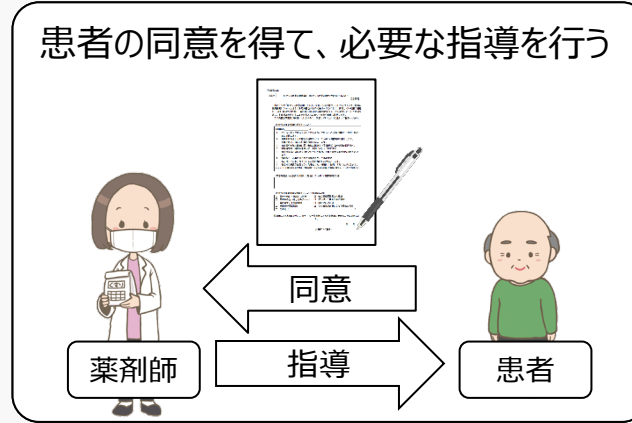
2022年度改定で新設

要届出



届出後の取扱いとして「施設基準に届け出た従業者の変更について届出は原則不要」と明示している厚生局事務所もあります（東京都等）

患者の同意を得て、必要な指導を行う



下記加算の算定可

- 麻薬管理指導加算
- 特定薬剤管理指導加算 1
- 特定薬剤管理指導加算 2
- 乳幼児服薬指導加算
- **小児特定加算**

重複投薬・相互作用等防止加算は調剤管理料の加算に再編されました

服薬管理指導料算定患者には算定しない

【2016/3/31疑義解釈その1】
特養入所者には算定できない
(服薬管理指導料「3」を算定)

在宅患者訪問薬剤管理指導料算定患者には、
計画に係る疾病と別の疾病等に対する臨時投薬が行われた場合は算定可



風邪やインフルエンザなどによる
投薬が該当すると考えられます

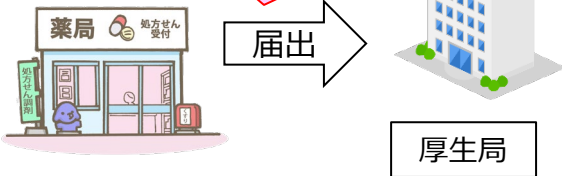


内容	点数
施設基準に適合し届け出た薬局において、要件を満たした薬剤師が、規定の医科点数を算定している患者の同意を得て、必要な指導等を行った場合に処方箋受付1回につき算定	291点

【主要要件】

要届出

かかりつけ薬剤師指導料の
届出と兼ねています

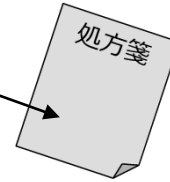


対象患者の同意を得て、服薬状況を一元的・継続的に把握し、必要な指導を行う

《対象患者》

- ◎ 地域包括診療料・加算
- ◎ 認知症地域包括診療料・加算

算定患者

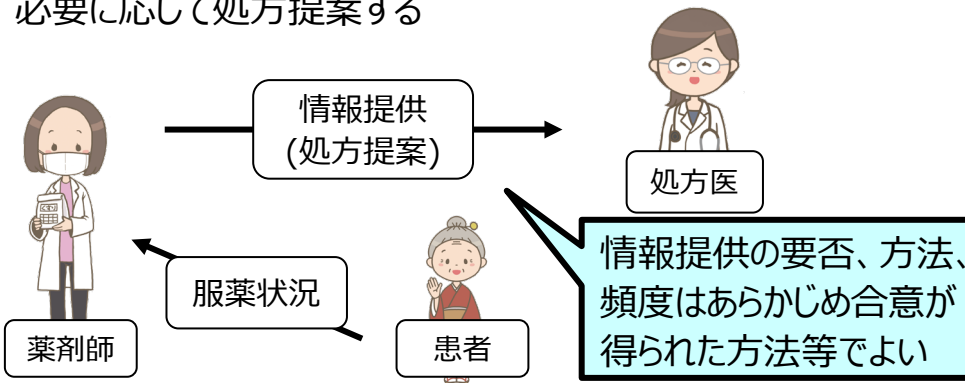


対象患者はその旨が処方箋に記載されます

服薬管理指導料又は
かかりつけ薬剤師指導料算定患者
には算定しない

患者の同意のもとで
いずれかを算定

服薬状況を随時把握し、処方医にその都度情報提供するとともに、必要に応じて処方提案する



かかりつけ薬剤師指導料の算定要件を準用

《包括されない点数》

- 薬剤調整料の時間外加算、休日加算、深夜加算、夜間・休日等加算、在宅患者調剤加算（別途出来高算定可）
- 在宅患者訪問薬剤管理指導料（臨時投薬時以外同一月での併算定不可）
- 在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料
- 在宅患者緊急時等共同指導料
- 退院時共同指導料
- 経管投薬支援料
- 薬剤料、特定保険医療材料料（別途出来高算定可）

施設基準

(かかりつけ薬剤師指導料、かかりつけ薬剤師包括管理料 共通)

(1) 薬剤師の勤務経験



- 薬局勤務経験：**3年以上**
(医療機関の薬剤師としての勤務経験が1年以上ある場合、1年を上限として含めることができる)
- 当該薬局勤務時間：週32時間以上
(時短勤務週24時間以上かつ週4回以上)
- 当該薬局在籍期間：継続して**1年以上**

【2016/3/31疑義解釈その1】

在籍期間中も施設基準と同等(週32時間以上)の勤務時間が必要

【2022/3/31疑義解釈その1】

育児休業等の場合、当該期間を除いた**通算の期間**が1年又は3年あればよい

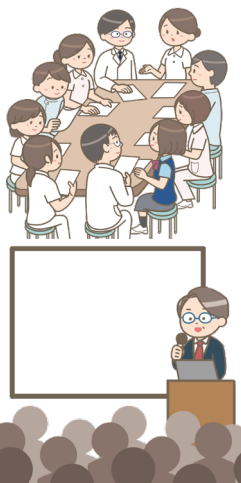
(2) 薬剤師認定制度認証機構が認証している 研修認定制度等の研修認定の取得



【2016/3/31疑義解釈その1】
日本医療薬学会の認定制度も
含まれる

【2017/2/23疑義解釈その9】
届出時に認定取得が確認できる
文書を添付

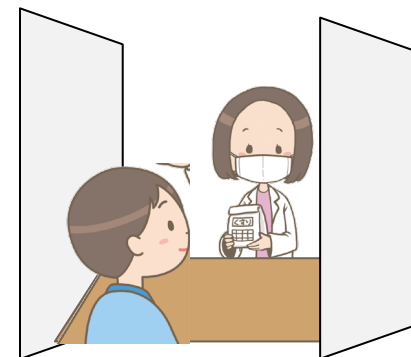
(3) 医療に係る地域活動の取組に参加



【2016/5/19疑義解釈その3】

- ・地域ケア会議などへの主体的・継続的な参加
- ・地域の行政機関や医療・介護関係団体等が主催する住民への研修会等への主体的・継続的な参加
- ・行政機関や学校等の依頼に基づく医療に係る地域活動への主体的・継続的な参加
- ・行政機関や地域医師会、歯科医師会、薬剤師会の協力のもとで実施している休日夜間薬局としての対応、休日診療所への派遣
- ・委嘱を受けて行う学校薬剤師の業務 等が該当する

(4) 患者のプライバシーへの配慮



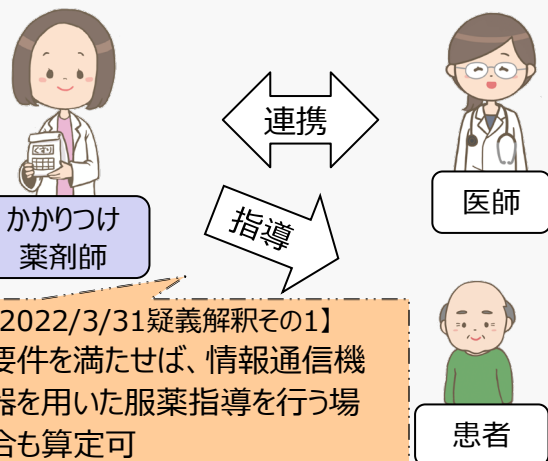
かかりつけ薬剤師指導料算定要件(1)~(3)

包 = かかりつけ薬剤師包括管理料と共通の要件

2022年度改定で追加・変更された内容

医師との連携

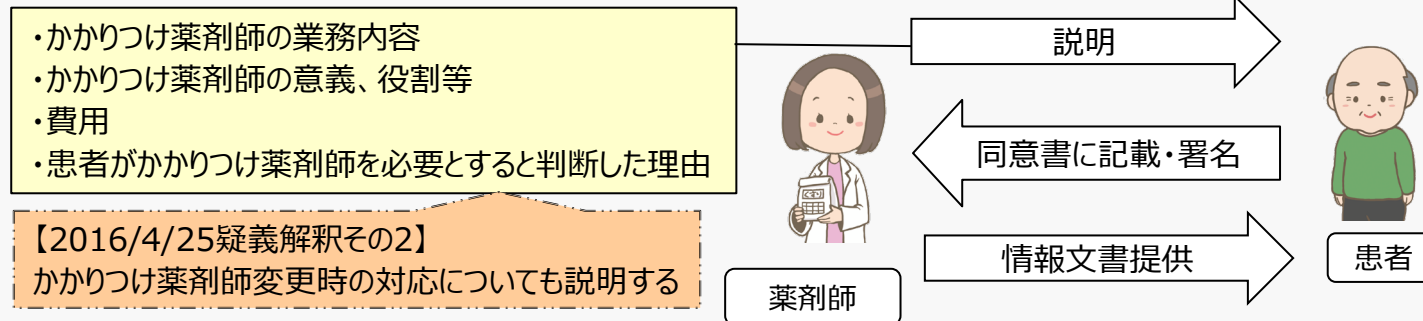
(1)保険医と連携して患者の服薬状況を一元的・継続的に把握した上で服薬指導等を行う



患者の同意

- 包** (2) ● 指導料を算定しようとする薬剤師本人が患者に説明し、同意書に希望する事項の記載を求め、同意を得る **(やむを得ない場合に連携薬剤師の指導を患者が希望する場合は、同意書に連携薬剤師名を記載する。)**
- かかりつけ薬剤師に関する情報を文書により提供する
 - 同意書は保管し、薬剤服用歴等に記載する

厚労省サイトで各文書、資料等の雛形が公開されています

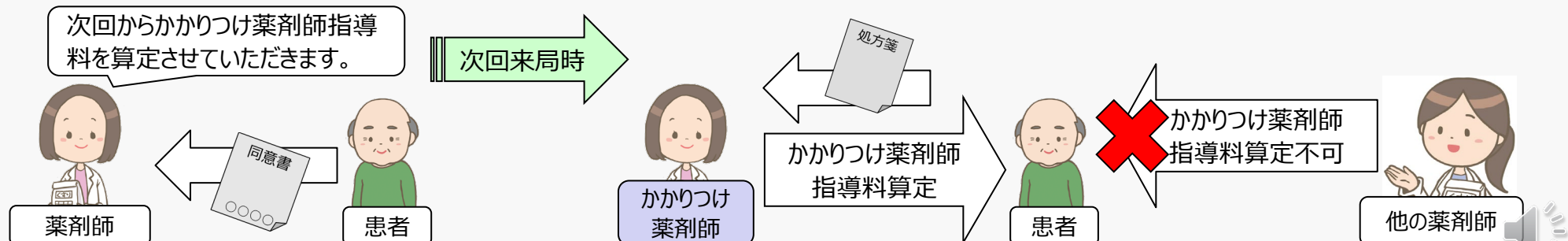


患者の条件等

- 包** (3) ● 同意取得は、当該薬局に複数回来局している患者に行う
- 患者の同意を得た後、次回の処方箋受付時以降に算定できる
 - 1人の患者に対して、同一月内は同一の薬剤師について算定すること

【2016/3/31疑義解釈その1】

- ・家族等の同意も可
- ・アンケートへの署名では同意を取得したことになる



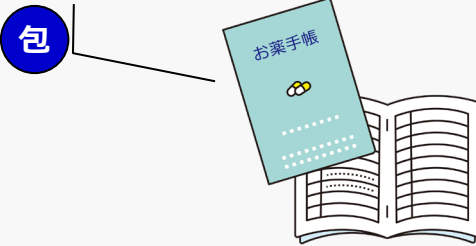
かかりつけ薬剤師指導料算定要件(4)、(5)

包 = かかりつけ薬剤師包括管理料と共通の要件

お薬手帳

包 (4)お薬手帳等にかかりつけ薬剤師の氏名、勤務先の保険薬局の名称及び連絡先を記載する

・薬剤師の氏名
・勤務先の保険薬局名称、連絡先



かかりつけ薬剤師氏名

□□ ◇◇

保険薬局名

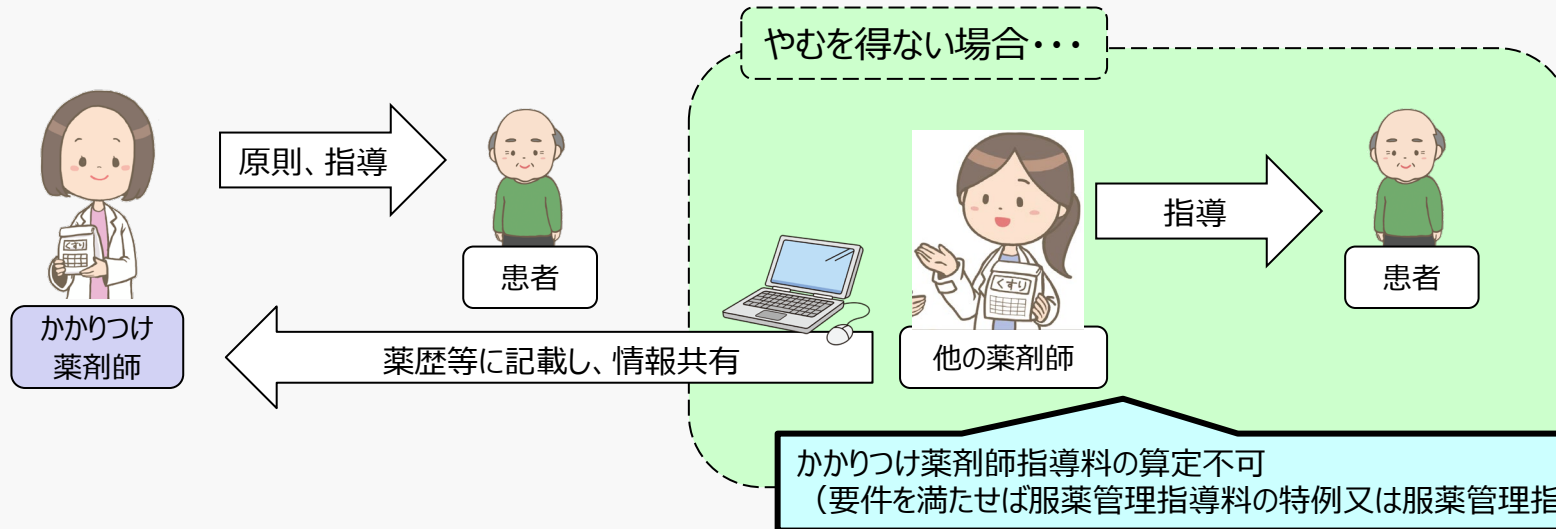
★★薬局

連絡先

XXX-XXXX-XXXX

服薬指導の担当

(5)患者に対する服薬指導等の業務はかかりつけ薬剤師が行うことを原則とする



かかりつけ薬剤師指導料算定要件(6)

包 = かかりつけ薬剤師包括管理料と共通の要件

かかりつけ薬剤師の服薬指導業務

包 (6)かかりつけ薬剤師は、担当患者に対して、以下の服薬指導等を行う

- ・患者の理解に応じた適切な服薬指導等を行う



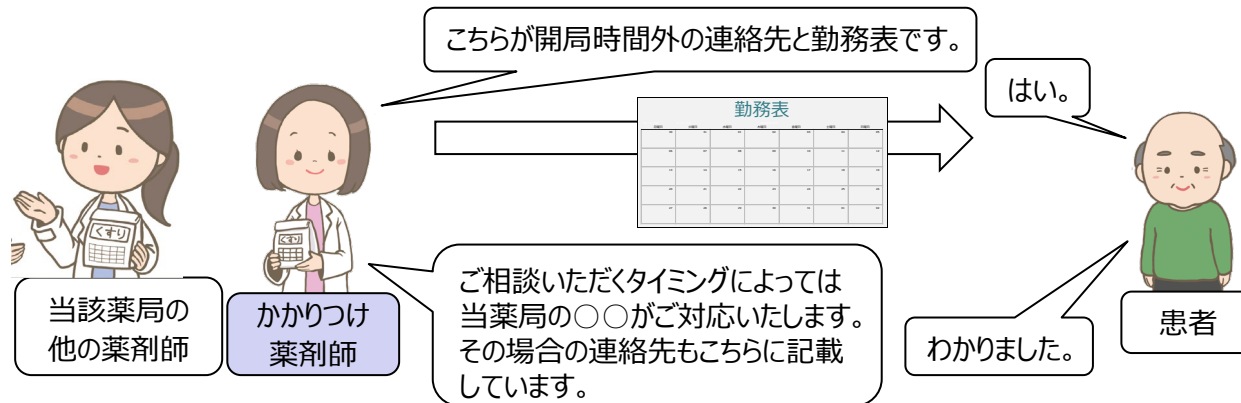
- ・服薬指導等の内容を手帳等に記載する



- ・受診している医療機関、処方薬、要指導医薬品、一般用医薬品、健康食品等について全て把握し、薬歴等に記載する
- ・患者が他の薬局や医療機関に受診する際に、かかりつけ薬剤師がいることを伝えるよう説明する



- ・患者から24時間相談に応じる体制をとり、開局時間外の連絡先を伝え、勤務表を作成し患者に渡す
(別の薬剤師が相談等に対応する場合は、患者にあらかじめ説明し、当該薬剤師の連絡先を患者に伝える)

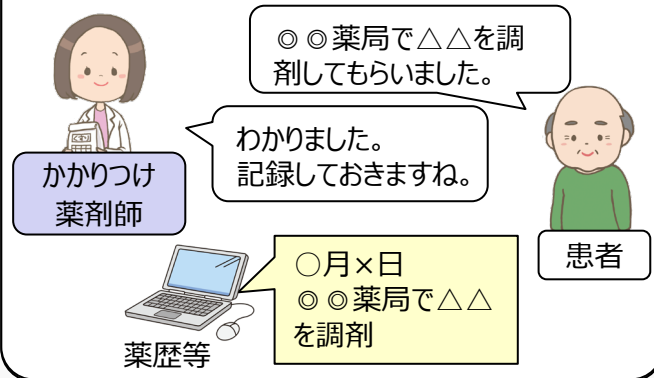


包 = かかりつけ薬剤師包括管理料と共通の要件

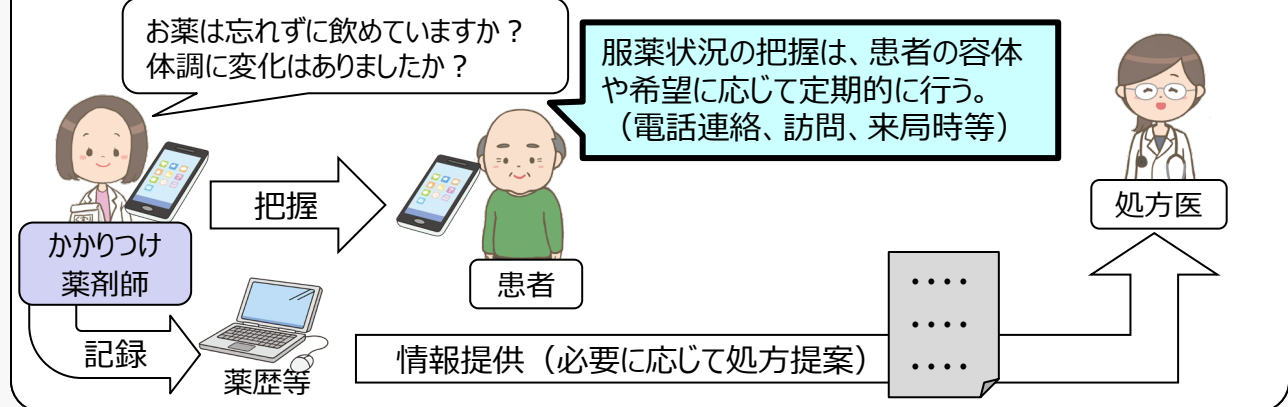
かかりつけ薬剤師の服薬指導業務

包 (6)かかりつけ薬剤師は、担当患者に対して、以下の服薬指導等を行う

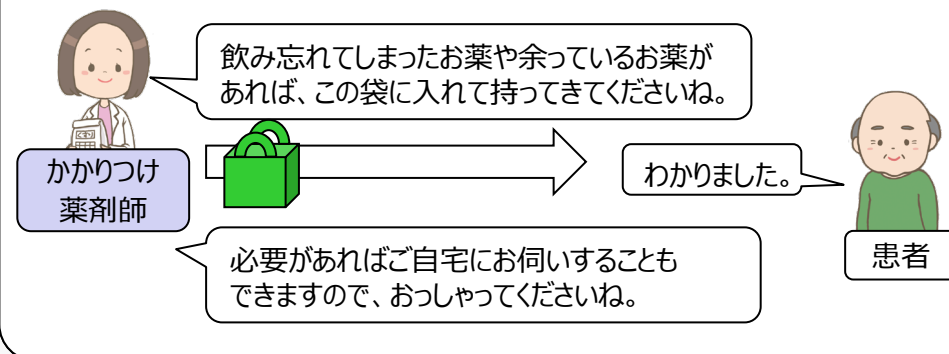
- ・患者が他の薬局等で調剤を受けた場合は、服用薬等の情報を入手し、薬歴等に記載する



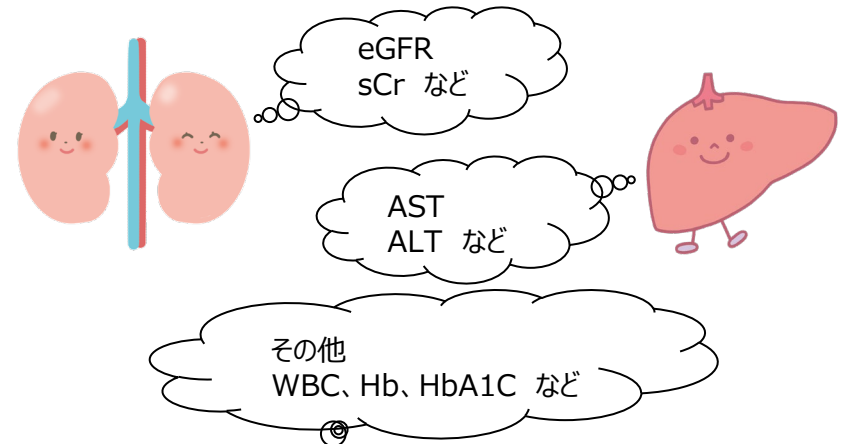
- ・服薬期間中の患者フォローアップを行い、処方医へ情報提供し、必要に応じて処方提案する
- ・服用中の薬剤に係る重要な情報を知った時は、患者に情報提供し、薬歴等に記載する



- ・服用中の薬剤等を入れる袋等を必要に応じて提供し、いわゆるブラウンバッグ運動の意義等を説明する
- ・患者が薬剤等を持参した場合は服用薬の整理等の薬学的管理を行う（必要に応じて患家を訪問、交通費は患家の負担）



- ・必要に応じ、患者の同意が得られた場合は、患者が入手している血液・生化学検査結果を参考に、薬学的管理及び指導を行う



かかりつけ薬剤師指導料算定要件(7)、(8)

包 = かかりつけ薬剤師包括管理料と共通の要件

2022年度改定で追加・変更された内容

担当外患者への対応

包 (7)かかりつけ薬剤師指導料を算定しない患者への服薬指導等や地域住民からの相談に対しても、丁寧に対応し、必要に応じて保険医療機関へ受診勧奨を行うよう努める

相談対応



市販薬の〇〇について
聞いてもいいですか？

はい。
どのような内容でしょうか。



患者・住民

受診勧奨



気になる症状が続くようでしたら、
医療機関に受診してくださいね。

わかりました。



患者・住民

加算に関する規定

(8)麻薬管理指導加算、特定薬剤管理指導加算 1、2、乳幼児服薬指導加算及び**小児特定加算**については、**服薬管理指導料**の加算の算定要件に準じる

かかりつけ薬剤師包括管理料算定時は
包括されるため、別途出来高算定はできません

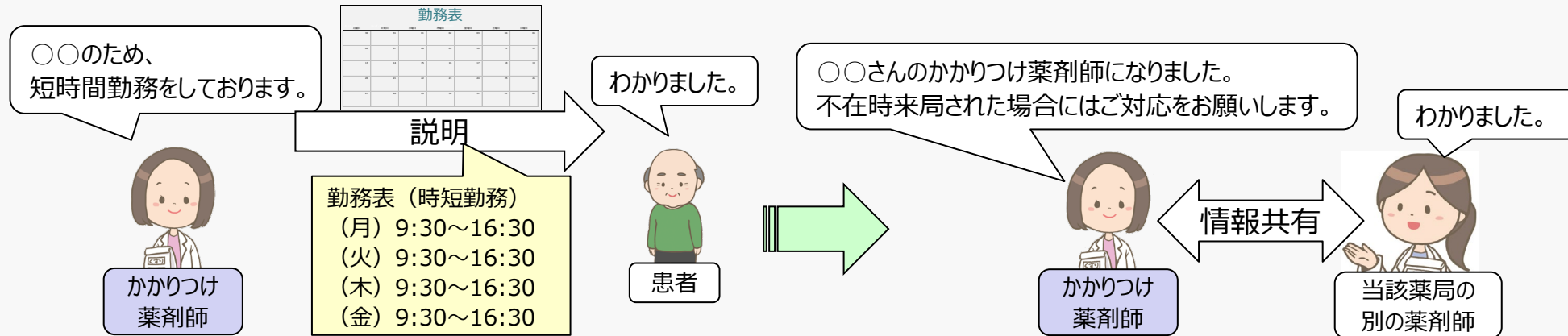


包 = かかりつけ薬剤師包括管理料と共通の要件

時短勤務の場合の対応

包 (9) 育児、介護等で勤務時間が週32時間に満たない薬剤師が算定する場合には、以下の説明等の対応を行う

- ア 同意取得に当たり、勤務時間が通常より短いことを説明する
- イ 患者に渡す勤務表には、短時間勤務となっている旨を記載する
- ウ 当該保険薬局に勤務する他の保険薬剤師と当該患者についての情報を共有し、不在時に患者から問い合わせがあった場合等に、円滑に対応できる体制を整えておく



算定の制限

(10) かかりつけ薬剤師指導料は、服薬管理指導料又はかかりつけ薬剤師包括管理料と同時に算定することはできない

【2016/3/31疑義解釈その1】かかりつけ薬剤師包括管理料の対象患者については、同意のもとでいずれかの点数を算定する

過去の同意の扱い

包 (11) 平成30年4月1日前に取得した同意は、(2)の規定によらずその効力を有する

ただし、患者が同意の取消しを申し出た場合は、この限りでない

2018年度改定で「かかりつけ薬剤師が必要と判断した理由」が追加されたことによる措置です

